

宇美町立桜原小学校いじめ防止基本方針

～「いじめ しない させない みのがさない」～

1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条第1項

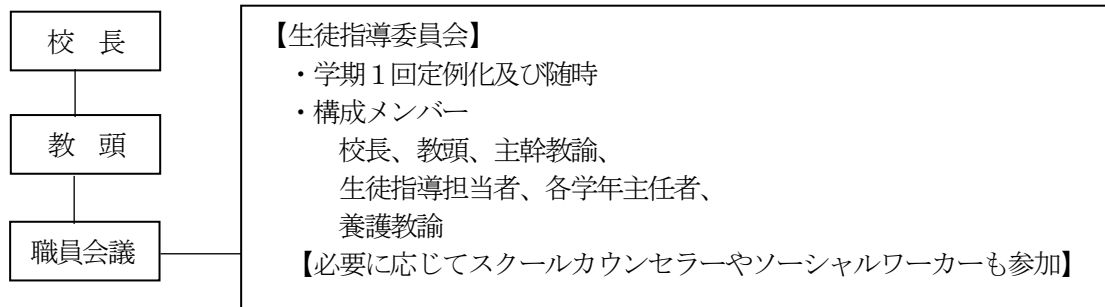
この法律において「いじめ」とは児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ防止等の基本方針

本校いじめ防止基本方針を策定することにより、本基本方針を基に、本校におけるいじめ防止対策組織の設置、学校の設置者との適切な連携、学校の実情に応じた対策の策定等を行い、いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処等）について全職員の共通認識・理解を図り、一致協力した体制確立・推進を目的とする。

3 いじめ防止推進体制

(1) 校内いじめ問題対策委員会組織図



(2) 校内いじめ問題対策委員会の主な役割

- ① 本校いじめ防止基本方針に基づく取組推進や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ② いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ④ 関係のある児童への事実関係の聴取、指導者支援体制・対応方針の決定と保護者との連携等の組織的実行を行う。
- ⑤ 本校基本方針に基づく、学校いじめの問題への取組を評価するとともに、いじめの問題への効果的な対策が講じられているかどうかを検証し、検証の結果をもとに、指導の改善に生かすようにする。

4 本校におけるいじめ防止等のための取組

(1) いじめを生まない教育活動の推進

- ① 命の大切さを学ぶ道德の時間の充実
- ② 命を大切にすることを育む体験活動の充実
- ③ 学級活動の充実
- ④ 校長による命の大切さやいじめに関する講話の実施
- ⑤ 人間関係をつくる教育活動の実施（Ｓタイムにおけるソーシャルスキルトレーニングの実施）

(2) いじめの早期発見

日頃から、児童が発する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努める。また、定期的にいじめアンケート調査を実施するとともに、個人面談等を通して、児童の悩みや保護者の不安を積極的に受け止める。

- ① いじめの調査等

「いじめはどの子どもにも、どの学校にも、起こりうる」との認識のもと、いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ・児童対象生活・いじめアンケート調査月1回（8月を除く）（年3回は無記名とする）
- ・WEBQU（6月、11月）
- ・教育相談週間（6月、11月、2月）
- ・教育相談を通じた学級担任による児童からの聞き取り調査年2回（6月・11月・2月）

② いじめの相談体制

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、相談体制の整備を行う。

- ・スクールカウンセラーの活用
- ・いじめ相談窓口の設置

③ いじめの早期発見

- ・昼休み等授業時間以外の児童の人間関係を定期的に観察する。
- ・いじめがあった場合の児童の変化の特徴を保護者に示し、速やかに学校に相談する等の啓発活動を行う。

④ いじめの防止に係る資質の向上

いじめの防止のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止に関する職員の資質向上を図る。

(3) いじめの相談・通報窓口

いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。

① 学校におけるいじめの相談・通報窓口

- ・教頭 ・主幹教諭 ・生徒指導担当 ・養護教諭

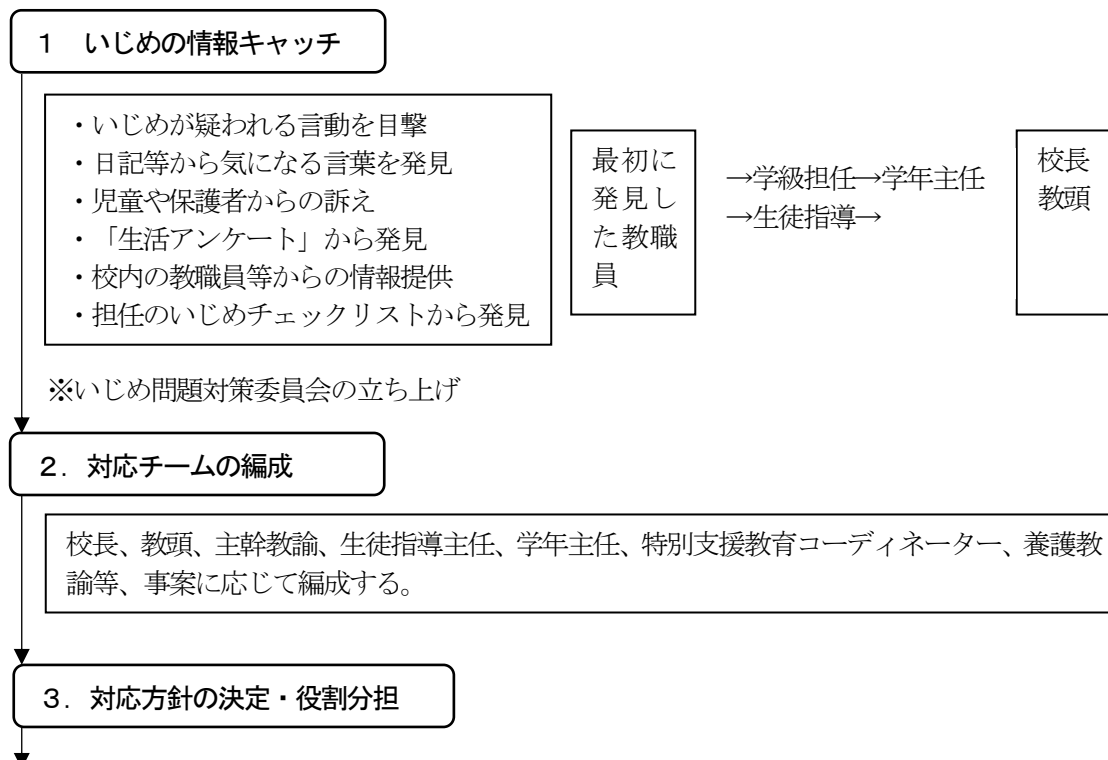
② 学校以外はいじめの防止相談・通報窓口

- ・教育委員会学校教育課

(4) いじめを認知した場合の対応

いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

① 発見から組織的対応の展開



- (1) 情報の整理
- (2) 対応方針
 - ・緊急度の確認、「自殺」「暴行」等の危険度を確認
- (3) 役割分担
 - ・被害者、加害者、周辺児童生徒からの事情聴取と支援・指導担当・保護者への対応担当・関係機関への対応担当

4. 事実の究明と支援・指導

- ・いじめの状況、いじめのきっかけの聴取
- ・事実に基づく聴取は、被害者→周囲にいる者→加害者の順に行う。
- ・複数の教員で確認しながら聴取を進め、情報提供者についての秘密を厳守する。
- ・いじめ加害者が被害者や通報者に圧力をかけることを防ぐ。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講じる。

5. いじめの被害者、加害者、周囲の児童への指導

(1) いじめ被害者への対応

心のケア（スクールカウンセラーの活用等）や安心して学校に通学できるようにするために

- いかなる理由があっても、徹底していじめられた児童の味方になる。
- 担任を中心に、児童が話しやすい教師が対応する。
- 学校はいじめている側を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。
- 児童のよさや優れているところを認め、励ます。
- いじめている側の児童との今後の関係などを具体的に指導する。
- 日記ノートや面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- 自己肯定感を回復できるよう友人との関係づくりや活躍の場等の支援を行う。

(2) いじめ加害者への指導・対応＜複数職員での対応・記録の保存＞

被害者が恐れている場合も想定して

- いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを反省させる。
- 対応する教師は中立の立場で事実確認を行う。
- 被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚をもたせる。
- いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等を許さない対応を行う。
- 日記ノートや面談等を通して、教師との交流を続けながら成長を確認していく。
- 授業や学級活動等を通してよさを認めプラスの行動に向かわせていく。

(3) 観衆、傍観者への指導・対応

- いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応し、いじめの問題に、教師が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。
- いじめの事実を告げることは、告げ口やチクリなどというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、「人権と命を守る」立派な行為であることを伝える。
- 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- 被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- これからどのように行動したらよいのかを考えさせる。
- いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。
- いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

② 保護者との連携

- ・いじめ被害者の保護者との連携
- ・いじめ加害者の保護者との連携
- ・関係機関との連携

(5) 情報提供

いじめの調査結果について被害児童、保護者への適切な情報提供を行う。

(6) 重大事態への対処

① 重大事態についての基準

○いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき：児童生徒が自殺を企図した場合等
○いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき：不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。
※児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき：重大態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

② 重大事態発生時の連絡体制

○発見者⇒担任⇒学年主任⇒生徒指導主任⇒教頭⇒校長⇒教育委員会学校教育課
※緊急時には、臨機応変に対応する。
※教育委員会への一報後、改めて文書で報告する。
※必要に応じて警察等関係機関にためらわずに通報する。

③ 重大事態発生時の初動

○いじめ問題対策委員会の招集
○教育委員会学校教育課への報告と連携
○調査方法：＜事実の究明＞
・いじめの状況、いじめのきっかけの聴取 ・事実に基づく聴取：被害者→周囲にいる者→加害者の順
○警察への通報など関係機関との連携

(7) 公表・点検・評価

- ① ホームページで学校いじめ防止基本方針を公表する。
- ② いじめに関する点検・評価に基づき、学校いじめ防止基本方針を見直す。